

告 示

埼玉県告示第五百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カインズモール新座

埼玉県新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地二十二街区、十街区

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 工事の施工中、その事業区域から発生する騒音及び振動で近隣住民へ迷惑を掛けることがないよう十分配慮してください。

また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、工事車両の駐車中及び停車中はアイドリング・ストップを励行し、近隣住民からの苦情等に際しては、迅速な対応及び処理に当たるようにしてください。

(2) 集客促進等のための貼り紙、貼り札、立看板等の屋外広告物又はこれを掲出する物件のうち、屋外広告物法第七条第四項に規定する容易に取り外し、又は移動させることができるものの表示又は設置をしないでください。

(3) 収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百平方メートル以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知してください。

なお、看板によりアイドリング・ストップを行うよう周知する場合は、二十台につき看板一枚を目安として全ての駐車場利用者に認識されやすい場所に設置してください。ただし、九百台以上の駐車台数のため四十五枚以上の看板設置が難しい場合は、駐車場の入口を中心とした駐車場利用者に認識されやすい場所に十枚程度設置するほか、店内放送を行い、全ての駐車場利用者に周知を図れるように努めてください。

(4) 建築物によって周辺地域に電波障害が生じるおそれがありますので、電波障害が生じると予測される地域の住民等に対して説明をするとともに、電波障害が生じた場合には、事業者の責任において共同受信方式等による対策を講じてください。

(5) サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。

また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

(6) 環境にやさしいまちづくりを実現するため、再生材等の環境に配慮した資材を積極的に利用するとともに、太陽光発電システム、LED照明器具、雨水貯留槽等の環境に配慮した設備を積極的に設置するよう努めてください。

(7) 二十台以上駐車ができる自動車駐車場（トラクターマイナル）については、新座市に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音又は振動の規制基準等を定める規則に基づく規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めてください。

(8) 通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛し、工事中において工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。

開業後においては交通事故・交通渋滞等が生じないよう必要があれば交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。

(9) 車両の出入りに対する安全対策として、商業施設への車両の出入口を限定するとともに、見通しを確保してください。その他の境界は、車両の出入りを禁止するためガードパイプ等、高さのあるものを設置してください。

また、出入口の事故防止のため、敷地内に一時停止を促す標示若しくは看板等を設置してください。

二 縦覧期間

平成三十年五月一日から平成三十年六月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター